

発議案第1号

匝瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、匝瑳市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月18日提出

匝瑳市議会議長 行木 光一 様

提出者	匝瑳市議会議員	武田	光由
賛成者	匝瑳市議会議員	近藤	魁人
	〃	内山	隼人
	〃	石橋	春雄
	〃	平山	政利

提案理由

発議案第1号

匝瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、匝瑳市行政組織条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管に関し、所要の条文の整備をいたしたく、別紙のとおり提案いたします。

匝瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例

匝瑳市議会委員会条例（平成18年匝瑳市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「福祉課」の次に「、子育て支援推進課」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の匝瑳市議会委員会条例第2条第2項第2号に規定する文教福祉常任委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員である者は、それぞれ改正後の匝瑳市議会委員会条例第2条第2項第2号に規定する文教福祉常任委員会（以下「新委員会」という。）の委員長若しくは副委員長に互選され又は委員に指名されたものとみなす。この場合において、当該指名されたものとみなす委員の任期は、旧委員会の委員の任期と同一とする。
- 3 この条例の施行の際、現に旧委員会に付議されている事件は、当該事件に相当する事件を審査すべき新委員会に付議されたものとみなす。

(参考)

匝瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員会の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 6人</p> <p>市民課、健康管理課、福祉課、子育て支援推進課、高齢者支援課、国保匝瑳市民病院及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>以下 略</p>	<p>(常任委員会の設置)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 文教福祉常任委員会 6人</p> <p>市民課、健康管理課、福祉課_____、高齢者支援課、国保匝瑳市民病院及び教育委員会の所管に属する事項(予算決算常任委員会が所管する事項は除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>以下 略</p>